鈴鹿大学短期大学部長期履修規程

平成 26 年 4 月 1 日 制 定

(目的)

- 第1条 この規程は、鈴鹿大学短期大学部学則(以下「学則」という。)第18 条第3項の規定に基づき、長期履修に関して必要な事項を定めるものとする。 (資格)
- 第2条 鈴鹿大学短期大学部(以下「本学」という。)に、長期履修学生として申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 職業を有し、就業している者
 - (2) 家事、育児、介護等に従事している者
 - (3) 障害のある者
 - (4) その他相当の事由があると認められる者

(履修期間)

第3条 長期履修の期間は、3年又は4年とする。なお、履修期間の延長は、 原則として認めない。

(申請手続)

第4条 長期履修を志願する者は、長期履修申請書(別紙1)に本学が必要と 認める書類を添えて、提出するものとする。

(履修期間の変更又は新規申請)

- 第5条 長期履修学生が、当該期間の変更又は新規申請を希望する場合は、長期履修申請書」(別紙1)又は長期履修における履修期間変更申請書(別紙2)を、学年終了月の2カ月前までに、教務・学生支援課へ提出しなければならない。
- 2 長期履修の開始時期は、学年の始めとし、学年の中途から開始することは できない。
- 3 学長は、卒業に必要な単位数を取得した長期履修学生から変更の申出があった場合には、変更を認めることができる。

(許可)

第6条 学長は、第4条及び第5条の申請があった場合には、教授会の意見を 聴いて許可するものとする。

(授業料等の納付)

第7条 授業料等の納付は、通常の学生の修業年限分の授業料総額を、長期履修として認められた年限で除した額を分割して納付するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

附 則

- この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成31年1月30日から施行する。

別紙1 (第4条関係)

年 月 日

鈴鹿大学短期大学部 学長 様

長期履修申請書

受験番号		学	科					学科
ふりがな					生年月	西暦		
名 前		性別	別	男・女	日	年	月	日
現住所	〒 -				TEL	()	1
勤務先								
勤務先	〒 −							
住 所					TEL	()	
私は、標準修業年限2年を下記理由により年で履修したいので、申請します。								
申請理由								

^{*}勤務している場合は、勤務先を確認できる書類を提出してください。

様式2(第5条関係)

長期履修における履修期間変更申請書

年 月 日

鈴鹿大学短期大学部 学長 様

名	前	印
1	ロリ	⊢l-1

下記のとおり、長期履修期間を変更したいので許可願います。

記

	H O				
学籍番号					
入学年月		年		月	
当初の修了年月		年		月	
当初の履修期間		年	カ	月	
変更後の修了年月		年		月	
変更後の履修期間		年	カ	月	
変更理由(長期履修を必要としなくなった理由等)					
		-			

鈴鹿大学短期大学部